



Citizens Alliance for Saving

the Atmosphere and the Earth

4月9日付「プロンク議長新提案」について

2001年4月24日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

今回提案された4月9日付「プロンク議長新提案」は、基本的な枠組みはハーグで提案された11月23日付け「プロンク議長ノート」と変わらない。即ち、このプロンク議長新提案でも、京都議定書は「削減議定書」ではなく、温室効果ガスの排出増加を許す議定書になりかねない。

しかし、このプロンク議長新提案が交渉のテーブルにのった唯一の調整案であり、日本政府をはじめ各締約国は、このプロンク議長新提案をベースに交渉を進め、7月に予定されているCOP6再開会合において、京都議定書の制度と運用ルールについて合意すべきである。

1 11月23日付け「プロンク議長ノート」(以下、旧プロンクノートという)の評価と問題点

旧プロンクノートは、いくつかの評価できる提案も含んでいたが、京都議定書を「削減議定書」ではなく、温室効果ガスの排出増加を許す議定書にしかねない問題点を含んでいた。

(1) 旧プロンクノートの評価できた点

- ・ CDMの対象プロジェクトから森林減少の回避、土壌劣化、砂漠化対策などを排除し、小規模事業、再生可能エネルギー、エネルギーの効率改善を優先しようとしていたこと。
- ・ クリーン開発メカニズム(CDM)のもとで原子力関連施設の利用は差し控えるとしていたこと。
- ・ 第2期約束期間の削減目標を第1約束期間の始まる前に決定するとしていたこと。

(2) 旧プロンクノートの問題点

- ・ 第1約束期間から吸収源の「追加的な活動」がカウントできるとしていたこと。
- ・ ホットエアーがほぼ無制限に利用できる提案になっていたこと。
- ・ CDMの対象プロジェクトに植林や再植林プロジェクトを認めていたこと。

2 4月9日付けプロンク議長新提案(以下、プロンク新提案という)の評価できる点

と問題点

今回のブロンク新提案は、整理され、解りやすくなったとともに、いくつかの評価できる点もあるが、全体としてアメリカや日本などのアンブレラ諸国の主張に配慮した提案になっており、このままでは、吸収源や京都メカニズムなどで大きな「抜け穴」を許し、京都議定書を「削減議定書」ではなく、温室効果ガスの増加を許す議定書にしかねない提案になっている。

(1) ブロンク新提案の評価できる点

- ・ 途上国に対する資金供与について、先進国の資金拠出の個別の負担分を明確にし、また、その目標額に達しない場合には、新機関の委員となる資格がないという形で、より積極的に資金確保をはかろうとしていること。
 - * ただ、資金供与の額は必ずしも十分とは言えない。
- ・ 吸収源利用の 10 原則を明示したこと。
- ・ 3 条 4 項で認められる活動に、新たに森林や植生の劣化、喪失などのマイナス(排出)になるものもカウントしようとしていること。
- ・ 3 条 4 項の第 2 段階・第 3 段階のクレジット、共同実施や CDM での吸収源活動から生じるクレジットの、3 つの活動の合計に上限を決めたこと。
- ・ 3 条 4 項の計算方法について第 3 段階の森林管理以外の活動は「ネットネット」で計算されるとしたこと。
 - * ブロンク新提案は、3 条 4 項の計算について以下のとおり提案する。
 - 第 1 段階：3 条 3 項の負債(排出分が 0 になる)まで、1990 年以降の森林管理によるクレジットを 100%認める。ただし、上限を年間 30MtCO₂ とする。
 - 第 2 段階：第 1 段階を超える森林管理のクレジットに対して 85%割引。
 - 第 3 段階：その他の活動についてはネットネットの計算方法を適用する。
- ・ 原子力施設の利用を、CDM だけでなく、共同実施についても「慎む」としたこと。
- ・ 履行強制部の権限に、5 条 1 項、5 条 2 項、7 条 1 項、7 条 4 項が加えられたこと。さらに、これらの不遵守に対する帰結(義務履行計画の提出、メカニズム参加の確性の停止)が明確にされたこと。

(2) ブロンク新提案の問題点

途上国問題

- ・ 資金が十分獲得できない場合に、排出量取引や共同実施に課徴金(Levy)をかける提案が削除されたこと。

吸収源

- ・ 3 条 4 項の第 2 段階、第 3 段階(ネットネットで計算される耕作地管理、牧草地管理、植生の回復)のクレジット、共同実施や CDM での吸収源プロジェクトから生じるクレジットも含めて、3 つの活動合計の上限を設けたことは評価で

きるが、第1段階のクレジットがこの上限の対象からはずされ、一部の国に対しては上限がゆるくなり、削減目標にカウントできる吸収量が増加したこと。

- * 主要国の3条3項と3条4項でカウントできる量は以下のとおりとなった。旧ブロンクノートでは3条3項（第1段階）も含めて3%の上限が設定されていたのが、ブロンク新提案では3条3項（第1段階）は上限の制限から外されたことにより、カナダ、アメリカはより多くの吸収量をカウントできるようになった。

	旧提案（CASA 試算値）	新提案（提案文書の数値）
カナダ	-0.4%	-3.0%
日本	-0.6%	-0.6%
アメリカ	-2.6%	-3.2%
全附属書 国	-1.6%	-2.1%

- ・ 解説部分（イタリックでの記述部分）で、「3条4項に興味を持つ締約国のほとんどが約束目標の半分をシンクで獲得できる。しかし、全国土の多くの部分を森林に覆われている締約国の要求には応えていない。こうした状況に対応するために多少の変更はありうる。」とされ、日本政府の要求に対応する余地もありうることを示唆していること

京都メカニズム

- ・ 補完性について数的上限を設けず、文言もより抽象的な表現にかわったこと
 - * 表現が、primarily から chiefly に変わった。旧ブロンクノートも数量的な上限を設けなかったが、今回のブロンク新提案はより定性的な文言になった。
- ・ 排出量取引の買い手と想定される国の保持すべき量（リザーブ）を70%から90%にし、また、売り手と想定される国の保持すべき量（リザーブ）を最新の目録の5倍までとしたこと。この基準では、旧ブロンク・ノートと同様に、割当量の売りすぎによる削減義務の不遵守を完全に防止する効果はなく、また、ホットエアーの売買をほとんど制限できないこと。
- ・ CDM から得られるクレジットを第2約束期間の目標達成のために貯金（バンキング）できるとしたこと。

遵守について

- ・ 旧ブロンクノート同様に、次期約束期間からの超過分の差し引きを3.1条の不遵守の帰結としていること。それにもかかわらず、次期約束期間でも不遵守を是正できない場合の対応が規定されていないこと。
 - * ペナルティー率が、旧ブロンクノートでは一律1.5倍であったものが、3段階になり、1%未満超過は1.1倍、1～8%未満超過は1.5倍、8%以上超過は2.0倍とされた。

- * 次期約束期間での不遵守のペナルティーの増大(0.25)が削除された。
- ・ 不遵守国が提出する遵守行動計画について、旧ブロンクノートにあった「履行強制部の承認」がなくなったこと。

3 今後の交渉について

伝えられるところによれば、川口環境大臣は、ブロンク議長新提案について「日本に厳しい提案であり、提案すべきではなかった。」と語ったとされる。ニューヨークで開催された非公式閣僚会議では、ブロンク議長は日本政府の主張を理解し、日本が承認できるような提案の修正を示唆し、6月初めにも新たな提案をする考えを示したと報道されている。また、EUも、「ブロンク新提案は実現可能だが、ボンでの再開会合では合意を目指した修正も要請する」との声明を発表したと報道されている。

ブロンク議長が示唆する6月始めの新提案が、日本政府などの主張に譲歩した「抜け穴」を拡大するものであれば、京都議定書は「削減議定書」ではなくなる可能性が強い。それでは、先進国の温室効果ガス排出量の削減という京都議定書の根本的な枠組みを放擲(ほうてき)することになる。

7月のCOP6再開会合まで残された時間はわずかしかない。もし、このブロンク議長新提案とまったく異なる交渉テキストやアメリカの新たな提案を基に交渉が行われれば、COP6再開会合はCOP6の二の舞になる可能性が大きい。

このブロンク議長新提案が、京都議定書が「削減議定書」ではなく温室効果ガスの増加を許す議定書になりかねない問題点を含んでいるが、この提案が、現在公式に交渉のテーブルにのっている唯一の調整案である。

アメリカや日本政府を含む締約国は、7月に予定されているCOP6再開会合での合意に向け、このブロンク議長新提案をベースに合意形成すべきである。そして、新提案に記されている積極面を生かすように交渉を進め、京都議定書の「抜け穴」をできるだけ小さくし、「削減議定書」となるような制度と運用ルールについて合意すべきである。